

中心市街地の再生及び活性化について（改訂継続）

1. 中心市街地活性化協議会設置について

桐生市は、人口減少・少子化高齢化が著しく、将来的には現在のインフラ、行政サービス、医療、介護、教育などさまざまな分野で困難な状況が想定されます。そこで「コンパクトシティ」を目指したまちづくりを推進し、効率化を図る必要があります。

「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、まちづくりに向けての重要な視点として4つのキーワードが挙げられています。その1つに「コンパクトシティを目指した中心市街地の再生と地域づくり」とあるように、これを具体的に実現すべく、至急、中心市街地活性化法によるところの「中心市街地活性化計画」の作成及び「中心市街地活性化協議会」の設置を要望します。

2. 空き家対策について

「きりゅう暮らし応援事業補助金」の中に空き家利活用助成や空き家除去助成制度の事業があります。倒壊の恐れがあるような利活用不能な空き家に関しては、法律で定義された必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告及び命令することができますが、未だにそのまま放置されている空き家に対して強く要望します。

3. 街灯費用の補助について

毎年、要望しておりますが、再度、街灯費の補助をお願いいたします。全国の商店街が街灯のLED化を進めていて、その際には行政からの補助を得ていると聞き及びます。街灯は商店街のためのものだけではなくて、市（市民）のためにもなりますので要望します。

【桐生市からの回答】

1. 中心市街地活性化協議会設置について

中心市街地にまちの機能を集中させる「コンパクトシティ化」は、将来的な中心市街地のあり方を考える上で、一つの方向性であると認識しておりますが、これを推進していくためには、中心市街地にお住まいの方や商店主などの意見を集約しながら、市民に納得感を与えられるような方向性を導いていく必要があります、慎重な協議・検討などを行っていく必要があると考えております。

平成26年8月に開催されました「地元商店街との協議の場」では、商工会議所が主導し、商店街の意見集約などを行っていくことが確認されておりますが、商店街関係者の意見集約が進まない状況では、コンパクトシティを視野に入れた協議会設置や計画策定などを、市が主導して推進していくことはできないというのが市の基本スタンスであります。このことは平成29年3月に開催されました市長と正副会頭との懇談会においても、改めて市の見解としてお示しさせていただいたところであります。

本市といたしましては、各商店街振興組合の関係者が構成員となり、商工会議所が事務局役を担っている桐生商店連盟協同組合などにおいて、この問題についての協議・検討などが行われ、商店街全体としての求める方向性を明確にさせていただくことに期待す

るところであり、その動向なども踏まえながら、協議会設置や計画策定の可否なども含めて、方向性を出してまいりたいと考えております。

【回答担当】産業経済部産業政策課商業・金融係

2. 空き家対策について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）により、市町村長が認定した特定空家等の所有者などに対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告及び命令することができます。しかし、特定空家等の認定前に空き家の所有者などとの交渉を十分に実施する必要があります。

平成28年度には、空き家実態調査を実施し、市内空き家の状況を把握しましたので、まずは、老朽化した空き家所有者などとの交渉を行い、空き家利活用助成や除却助成の利用を促しながら、空き家の状況を改善するように助言してまいりたいと考えております。

【回答担当】都市整備部空き家対策室対策係

3. 街灯費用の補助について

防犯灯の意味合いもある「商店街の街灯」の重要性は十分に認識しております。御要望いただいている「街灯のLED化」については、県市協調で実施している「商店街活性化支援事業費補助金」の補助対象にも含まれており、商店街団体などが整備を希望する場合は、補助金を受けられる可能性もあります。

市といたしましては、同補助金の目的とする「商店街の賑わい創出、魅力向上」などを積極的に推進する中で、商店街における「街灯の省電力化、電気代削減」も推進してまいりたいと考えております。

【回答担当】産業経済部産業政策課商業・金融係